

只木ゼミ前期第6問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

- 5 1. 弁護側はC説の批判において、反倫理性・公序良俗違反性を用いて処罰することは問題であると述べているが、刑法の規定を、強い道徳的違反を法的に処罰するものであると解することが出来る以上、かかる問題は生じないのではないか。
- 10 2. 弁護側はB説を採用するにあたり、生命保護の重要性を重視しているが、本件の如く、当事者が法益を侵害されることを容認し、その危険性を認識したと合理的に推認され、しかもその目的が、法が保護を排斥している不正なものである以上、これを生命に重大な危険を来しているか否かで判断し、国家権力をもって保護することは、合理性に欠けるのではないか。

以上